

引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる
 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費にあてるものとされています。

平成27年度北方町一般会計（決算）における社会保障施策経費への充当状況は以下のとおりです。

（歳入）

・ 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 59,120 千円

（歳出）

・ 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,672,718 千円

（単位：千円）

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国・県支出金	町債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	総合福祉事業	34,634	520	0	0	2,161	31,953
	障がい者福祉事業	225,222	160,323	0	0	4,111	60,788
	老人福祉事業	42,408	0	0	4,979	2,371	35,058
	福祉医療事業	206,404	80,202	0	2,925	7,809	115,468
	児童福祉事業	522,622	332,180	0	1,285	11,983	177,174
	小計	1,031,290	573,225	0	9,189	28,435	420,441
社会保険	国民健康保険事業	175,987	89,256	0	0	5,494	81,237
	介護保険事業	221,775	0	0	46,548	11,100	164,127
	後期高齢者医療事業	163,510	18,132	0	130	9,201	136,047
	小計	561,272	107,388	0	46,678	25,795	381,411
保健衛生	母子保健事業	19,173	0	0	84	1,209	17,880
	疾病予防事業	42,886	0	0	0	2,717	40,169
	健康増進事業	18,097	1,399	0	1,475	964	14,259
	小計	80,156	1,399	0	1,559	4,890	72,308
合計	1,672,718	682,012	0	57,426	59,120	874,160	

※事務費及び人件費は、事業費から除外しています。